

諮問第 16 号に対する中間とりまとめ（平成 17 年基準改定に関する課題）

本資料は、諮問事項のうち平成 17 年基準改定に関する課題について、これまでの審議状況について中間とりまとめとして整理したもの（諮問時に求められたことに対応するもの）

1 審議状況

これまで、国民経済計算部会、財政・金融専門委員会、ストック専門委員会を開催しており、内閣府から検討状況の報告を受け審議を行っている。

（検討状況は別添のとおり）

平成 17 年基準改定に関する課題について、このような状況を踏まえた、現段階における審議状況は以下のとおり。

(1) 固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法（P I M）による推計の導入等ストック統計等の整備

自社開発ソフトウェアの資本形成については、内閣府から、コスト積み上げで評価し、自社開発に取り組む労働者の人件費による推計方法が説明され、おおむね妥当と考えている。また、育成資産の仕掛品在庫については、内閣府から、品目別に当該期の生産について、育成資産の成長率や廃棄率を勘案して、当該期以後の出荷から推計する方法が説明され、おおむね妥当と考えている。

来年初までに、これらの推計結果についても報告を受け最終的な意見をとりまとめる予定である。

また、P I Mの導入や固定資本ストックマトリックス、固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価については、来年度早期までに審議する予定である。

これらの課題は審議内容も多いため、早期に、内閣府からのさらなる検討状況の報告を求め審議する必要がある。

(2) F I S I Mの導入

本年 10 月以降来年度前半までに、現状の参考試算値の評価とともに、参照利子率、対象範囲や、中間消費の配分、実質化の方法、四半期推計等の論点について、内閣府からの検討状況の報告を求め段階的に審議する予定である。

(3) 公的部門分類の見直し、財政統計整備

公的部門分類の分類基準については、内閣府提案は国際基準に沿ったものとなっておりおおむね妥当と考えているが、分類の安定性・連続性への留意や、金融の「売上」基準の再整理等が必要と考えており、内閣府からのさらなる検討結果の報告を受け最終的な意見をとりまとめる予定である。

また、来年度に、財政統計整備やC O F O Gについて報告を受ける予定である。

2 当面の進め方

統計委員会の現委員の任期は本年 9 月までであり、10 月以降は新たな体制で審議することとなるが、上記の状況を踏まえ、国民経済計算部会において、9 月までに以下のとおり専門委員会を開催し、その調査審議の結果については、その後開催される国民経済計算部会において報告するものとする。

財政・金融専門委員会 ・ ・ 公的部門分類の見直しについて

ストック専門委員会 ・ ・ 新たな資本統計整備、インハウスソフトウェアの計上、育成資産の仕掛品在庫の推計方法の見直し等について